

平成29年9月

委員協議会議事録

松本市農業委員会

1 日 時 平成29年9月29日（金）午後1時30分から午後3時07分

2 場 所 大会議室（本庁舎3階）

3 出席委員 44人

1番	柿澤 潔	2番	丸山 敏郎
3番	森田 大樹	4番	北川 和宏
5番	百瀬 芳彦	6番	岡村 時則
7番	上條 陽一	9番	河野 徹
11番	三村 和弘	12番	太田 辰男
14番	荒井 和久	16番	波田野裕男
17番	赤羽 隆男	18番	竹島 敏博
19番	丸山 寛実	20番	上條萬壽登
21番	小林 弘也	23番	古沢 明子
24番	上内 佳朋	25番	柳澤 元吉
26番	波多腰哲郎	27番	田中 悦郎
28番	伊藤 修平	29番	橋本 実嗣
30番	小沢 和子	31番	竹内 益貴
32番	窪田 英明	33番	上條英一郎
34番	百瀬 道雄	35番	伊藤 素章
36番	忠地 義光	37番	百瀬 文彦
38番	小松 誠一	39番	菅野 訓芳
40番	百瀬 貞雄	41番	前田 隆之
42番	青木 秀夫	43番	萩原 良治
44番	波場 秀樹	45番	百瀬 秀一
46番	金子 文彦	47番	三村 晴夫
48番	上條 信	49番	赤羽 米子

4 欠席委員 4人

8番	上條信太郎	13番	中島 孝子
15番	細田 範良	22番	塩原 忠

5 協議事項

- (1) 新規就農に係る事務の見直しについて
- (2) 平成29年度松本市農業施策に関する意見書（案）について
- (3) 平成29年度全国農業新聞の普及推進について
- (4) 平成29年度松塩筑安曇農業委員会協議会農業功績者等表彰候補者の推薦について
- (5) 第2回長野県農業委員会大会について

6 報告事項

- (1) 平成29年度第2回農業経営改善計画の審査結果について

- (2) 平成29年度農業委員会国内視察研修の実施について
- (3) 8月定例部会報告
- (4) 主要会務報告

7 その他

8	出席職員	農業委員会事務局	局長補佐	板花 賢治
		〃	担当係長	齋藤 信幸
		農政課	主 査	松村 豪治
		〃	主 任	大塚 留誠
		〃	主 事	古田 和之
		松本農業改良普及センター課長補佐		西嶋 秀雄

9 会長あいさつ 小林会長

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第21条第3項により成立

11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により小林会長が議長に就任

12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 30番 小沢 和子 委員
 31番 竹内 益貴 委員
 〔書記〕 板花局長補佐、齋藤係長

13 会議の概要

議 長

本日の議案ですが、農地部会に14件、農業振興部会に1件の議案がそれぞれ提出をされております。このうち議案第93号「農用地利用集積計画の決定の件」につきましては、農業振興部会にそれぞれ事前の内容審査を付託をいたします。農業振興部会では内容審査を行い、意見集約の上、農地部会に報告をしてください。

それでは、これより協議事項に入ります。

初めに、協議事項1、新規就農に係る事務の見直しについて、農政課の説明をお願いいたします。

岩垂主事、お願いします。

岩垂（農政課）

農政課担い手担当、岩垂と申します。よろしくをお願いいたします。

それでは、着座にて失礼させていただきます。

新規就農に係る事務の見直しについて説明をさせていただきます。

ページは1ページ目をごらんください。

こちらの趣旨につきましては、新たに農業に参入する一般法人が解除条件つきで利用権を設定する際、農業委員の皆様から、現在の事務手続では法人の状況や営農目的に係る資料が不足するという事で、審査ができない

というようなご指摘がございました。このため、現在、個人の新規就農者向けに求めております新規就農届について、一般法人の農業参入案件にも拡大するため、所定の事務手続を見直すものとなります。

見直し内容につきましてご説明させていただきます。

あわせて、2ページ目のフロー図のほうをごらんください。

新規就農届の提出。

提出が必要な者につきましては、これまでは個人の案件を想定しておりましたが、新たに一般法人について提出を求めることにします。こちらは、事務フローの今後というようなところをごらんいただきたいと思います。

また、様式の見直しにつきましては、今までは農業委員会、農業委員長あてというようなところで行っていましたが、松本市長も連名とさせていただきまして、次にあります窓口の一本化という形をとらせていただきたいと思います。

現在、新規就農届の受理と農家台帳への耕作者登録は農業委員会事務局で行っていましたが、こちらの関係につきましては、利用権事務が農政課でありますため、そういった申請者の負担軽減と利便性を図るために、新規就農相談と関係書類の提出先を農政課一本とすることにします。こちら、新旧対照表のとおりとなっております。

つきましては、委員の皆様にお問い合わせは、現在、個人の新規就農事案につきましては、新規就農届の内容から、農業委員のご意見をちょうだいしておりますが、新たに一般法人の農業参入案件につきましても、同様の事務をお願いしたいと思います。

今後の日程につきましては、本会議において承認を得られましたら、平成29年10月2日より運用開始を予定しております。

以上になります。

議 長

これより質疑を行います。

ただいまの案件に対しまして発言のある方の挙手をお願いいたします。

河野委員。

河野委員

すみません。今回の見直しの件ですが、たまたま島内で法人が新規参入するというようなことでお話があったわけですが、内容的に、法人が松本の法人でもないし、今まで営農もしてなかったために、具体的な内容は非常にわからないということで、いろいろ営農計画書とか、資料をいろいろたくさん出してもらって、初めて何とか大丈夫かなというような段階に来たわけですが、そういうことも含めて今回の見直しということになったかと思えます。

それで、ちょっと新しく新様式のところで、新規就農届出書の一番下のところに「法人の場合、定款を併せて提出すること」ということが書いてありますが、営農計画書というものについては、これ、提出が義務づけられていることになるのかどうか、その辺をお聞きをしたいんですが。

議長 岩垂主事、お願いします。

岩垂（農政課） ご説明させていただきます。

今回の新様式に関しましては、営農計画書の提出は義務づけられてはいないんですが、農業委員さんの判断によって、こういったところの提出を求めることもできますので、そちらに関しましては、農業委員さんの判断をお願いしたいと思います。

議長 どうですか、河野委員。どうぞ。

河野委員

もし可能であれば、いわゆる法人の場合、定款というふうに書いてありますが、「その他必要な書類」というような書き方で、いわゆるこちらとして求めやすい、こういうものを出せ、ああいうものを出せと言っても、いわゆる届出書にはそういうことを書いてないじゃないかと逆ねじを食らわされちゃうといけないですので、その辺のところをちょっとご検討いただければありがたいと思います。

議長 お願いします。

松村（農政課）

農政課担い手担当の松村です。よろしくをお願いします。

すみません、ちょっと先ほどの回答なんですけれども、1点修正をお願いしたいと思います。

旧様式も新様式のほうも、1の就農理由のところ、目的のところがございますけれども、これまで自家消費を中心とした農業を行う場合につきましては、営農計画書の提出というのは必要ないということの整理をさせていただいておりました。ただ、農産物の出荷を行い、収入を得るという場合につきましては、営農計画書の記載をお願いしたいということで、別添扱いの様式がございますので、そちらのほうに記入いただきながらご提出をお願いしていた経過がございますので、ちょっと訂正をお願いしたいと思います。こういった出荷等を行い、収入を得る場合につきましては、営農計画書を基本的に求めるということでよろしくお願ひいたします。

以上です。

議長 河野委員、どうですか。

河野委員 はい、了解しました。

議長 ほかにこのことに対しまして意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。

本件につきまして、ご承認をいただける方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認をされました。

委員の皆様には、今後一般法人の農業参入事例がありましたら、個人の新規就農のときと同様に、営農目的や法人の状況などを届出内容の確認にご協力いただくようお願いいたします。

続きまして、協議事項2、平成29年度松本市農業施策に関する意見書(案)について、事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、協議事項2の意見書の関係をご説明いたします。

以後、着座にて失礼をさせていただきます。

まず、要旨でございますが、29年度の松本市農業施策に関する意見書(案)を取りまとめたので、その内容について協議、決定するものでございます。

2番目、経過でございますが、先月、8月の委員協議会で説明をした内容でございますけれども、直近のところでは、8月31日、8月の農業振興部会にて意見書の素案を協議してまいりました。そして、いただいた内容を反映いたしまして、成案として今回お示しをいたします。

なお、農林部とも内容を調整済みでございます。

続きまして、4、今後の予定でございますが、10月4日、意見書の提出、10月23日、市長との懇談会ということで、具体的な中身については6ページをごらんください。

6ページ、まず意見書の提出でございます。

10月4日水曜日の10時から30分間を予定しております。こちら、役員対応でございます。会長から市長に手渡しをしていただきます。要旨の説明は、田中振興部会長、意見書検討委員長にお願いをして、懇談をするということで予定をしております。

役員の皆様には連絡をしておりますが、30分前には事務局のほうにお集まりいただいて、10時からの本番に臨むということでお願いをしたいと思います。

2番目、市長との懇談会でございます。

10月23日月曜日、3時から5時までの2時間でございます。議員協議会室でございます。

また、進め方等、例年と同じでございます。意見書を提出して、農林部からの回答を10月18日水曜日としております。ですので、10月20日ごろには委員の皆様へ意見書の回答をお届けできるかと思っております。

当日の次第は(5)のとおりでございます。懇談の中では、項目ごとに以下の手順で進めるということでございまして、できるだけ意見書の要旨の

説明とか回答要旨の説明は手短かにやって、意見交換のほうに時間を割いていけたらと考えております。6項目ありますので、委員の思いをぶつけていただくなり、積極的なご発言をぜひお願いしたいと思っております。

一応、今後、ご意見やご提言をいただいた委員からぜひ発言をしていただきたいと考えておまして、誰にちょっと口火を切ってもらうか等、具体的な調整をまたさせていただきたいと考えております。ですので、10月上旬をめどに、ちょっと個別に調整をさせていただいて、最初に発言する人だけ決めておきたいなという思いはありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、懇親会の関係が同日5時45分から、また市役所の近くということになって、ホテル花月になりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。会費は6,000円ということで、11月の報酬から差し引きを予定しております。

その他のところに書いてありますとおり、懇親会を欠席される委員につきましては、10月16日までに事務局へご連絡いただきと思ひます。ホテルへの支払いの関係がありまして、ちょっと1人欠けたりすると、ちょっと金額にずれが生じてきてしまうということもありますので、必ずご連絡をいただければと思ひます。

意見書の懇談会のほうと懇親会のほうとありますので、いずれにしても欠席される場合は事務局にご一報をとということでお願ひをしておきます。

それでは、意見書の中身ということで、別冊のほうをごらんください。

それでは、めくっていただいて、目次があります。4つのパートから成っていて、全6項目ということでございます。内容については、目次のとおりでございます。

続きまして、1ページと2ページをごらんいただきたいと思ひます。

前文ということで、「はじめに」ということで、本市の農業のさらなる発展に向けてということで作成をしております。基本的な考え方、理念、農業委員会が意見書を作成するに当たって、どういう考え方で意見書を作成したかということをお文章にしております。

1から6行目のまず最初の段落でございます。農業振興条例の制定に触れております。上から、平成29年3月です。松本市農業振興条例が制定ということで、条例第3条、基本理念として、農林業の持続的発展が図られなければならないこと、第4条では、農業振興施策を策定、計画的に施策を実施する市の責務を規定、今後は条例の精神に沿った施策の実現に向けて、関係者が一丸となって引き続き努力をしていかなければならない。

続きまして、7から13行目の段落でございます。農業を取り巻く情勢は日々変化、国内においては、米政策の見直し、米の直接支払交付金が廃止、国外では、TPP、また日欧EPA交渉の大枠合意、また足元の関係ですが、高齢者を中心とした零細農業や中山間地域農業の今後、果樹や施設園芸産地の未来など、多くの課題が山積ということでございます。

14行目から19行目の段落でございます。広大な市域を有する本市の強みは、「信州松本」の知名度の高さ、三ガクですね、学・楽・岳に象徴さ

れるイメージのよさ、さまざまな地域から成り立つ市域には、平坦地から中山間地域、水田地帯から園芸地帯、多彩な農業環境があり、経営形態も企業的農業から家族経営農業まで多様な農業が存在。農業生産においては、市内で広く生産される主要作物から個性豊かな特産品まで、多品目を産出する産地として総合力にもすぐれている。

最後の2行、多種多様な本市の農業に対して、画一的な施策ではなく、適地適作を基本に地域の個性や特徴を生かすきめ細かな施策の実施が必須。次のページに移りまして、上から2行目、定期的に本市の農業施策を広い視野から見つめ直し、整理・再構築を進め、中長期的な農業の姿も見据えながら、戦略的な農政を展開。

続きまして、5行目から10行目、農業は国の基礎、安全・安心な食料生産と国民の生活の安定になくてはならない産業。農業経営の大規模化や企業の農業参入が進みつつありますが、まだ大半が家族経営農業や集落を守る零細農業者に支えられています。続きまして、農産物のできのよしあしは、その年の気象条件や自然災害に左右される。主体的な価格決定ができていく農業は産業構造として大変脆弱。そのことをまず認識し、農業振興のスタートラインに立たなくてははいけません。その上で、市の施策、国や県の施策に足りない部分の補完、農業者に寄り添う支援、きめ細かなサポートというふうにとまとめました。

最後の3行、農業委員会は、上記考え方に立ち、4つのテーマで6項目の意見を取りまとめ、意見書といたしましたということが前文でございます。

続きまして、3ページでございます。

担い手の確保・育成ということで、こちら、新規就農者と農業後継者の確保・育成というのが最初のテーマです。

2つに分けて、現状と課題を説明しております。

新規就農者関係、国や県の施策は大変充実しております。しかし、一番の問題は、新規就農者の居住や作業を行うスペース、納屋とかそういったことですけれども、シンポジウムのときも、波田のインワタさんが指摘されておりましたとおり、なかなか住宅と農地の距離というようなことが問題になってきている。それで、Iターン、Jターン就農者が市内農業者と同様に農地の近くに居住できる環境づくりが課題だということでまとめました。

農業後継者関係につきましては、若いうちから農業を継ぎたいと考えている方もいるんだけど、仕事をやめて就農することに踏み切れない人も多い状況ということで、就農を後押しする施策が担い手確保につながるということでございます。

また、中山間地域は平地に比べ耕作条件が悪い。新たな担い手が育ちにくいということで、集落営農組織を立ち上げるなど、地域の支え合いで農地や農村景観を維持している。このため、組織の永続的な運営に向けて、定年退職を期に農業を始める農家子弟、女性農業者の力を活用することが課題ということでございます。

農業委員会の意見は、集落営農への支援に加え、I・Jターン就農者と農

業後継者の確保・育成を一体的に推進することが必要ということで、（１）、（２）、（３）ということで、（１）新規就農者が農地の近くに家族構成に応じた適当な住居や農機具置き場、作業所等の必要施設を確保できるよう、関係機関連携のもと、さまざまな情報収集、掘り起こし、提供できる体制の整備、これら施設の有効活用を促す支援制度の創設、（２）将来にわたり安定的な担い手として期待できる若い農家子弟の就農を奨励、就農準備を進めるための支援制度の創設、（３）地域の支え合いで農地を守る集落営農の活動と永続的な組織運営への支援の強化ということで、例えばということで、３点ほど挙げさせていただいております。これが１点目でございます。

２点目が労働力の確保ということで着目をしました。

自然との触れ合い、それから安心・安全な農作物を自分で栽培したい、それから本格的な農業体験や農村暮らしをしてみたいというような自然回帰やスローライフが注目されているわけですが、その一方で、農村部では農業者の高齢化と担い手の減少と、人手不足が深刻な問題になっております。双方のマッチングを進めれば、農業の担い手の確保や労働力の補完などの一助につながる可能性があると考えられるというのが現状と課題でございます。

農業委員会の意見。

農業の担い手をさらに確保、都市と農村の交流を通じて農業への理解増進を進めるため、本市の既存事業であるアグリサポート事業と、リンゴの関係とかブドウの関係ありますけれども、さらに発展させた宿泊を伴う営農制度「ワーキングホリデー」を創設し、農作業体験を希望する都市住民と人手が欲しい農家とを仲介するなど、市がその入り口を支援することについてご検討くださいという形で意見書をつくりました。

飯田市に援農制度、ワーキングホリデーという制度があって、平成１０年からありまして、実績を上げてきているわけですが、年間３００人以上の人が都会から援農に訪れているということでもあります。

また、飯綱町のほうにも観光と結びつけた援農制度というふうなものもあるということで、なかなか他人を宿泊させるというようなことが敷居が高い場合もありますけれども、そういうことが難しければ、公共施設を手始めに活用するなど、やり方はまた工夫しながらというようなことで意見をつくったわけでございます。

続きまして、５ページ目、６ページ目でございます。

こちら、農地の活用についてということで、２点まとめております。

まず、悪条件農地対策ということでございます。

現状と課題ですが、基盤整備が未実施の耕作条件の悪い農地、こちらは担い手から敬遠され、借り手を探すのは困難な状況。その結果、農地の荒廃化が進行、農村景観の悪化、病虫害の発生による周辺農地への悪影響。そして悪条件農地の中にも進入路の整備や小規模な土地改良を実施すれば、優良農地として活用できる農地はあるということでございます。

ただ、国や県の補助事業の活用や農業者がその工事費用等を負担すること

が難しいため、悪条件が改善されず、農地の有効活用が進まないことが課題ということでございます。

農業委員会の意見としましては、土地改良法等の一部を改正する法律の施行で、農地中間管理機構を通じて担い手への農地の集積・集約化を進めることを要件に、県主導で事業を行うということで、農業者の費用負担を求めずに小規模な基盤整備の実施が可能というような情報が出てきているわけです、今年度に入りまして。

ということで、(1)、(2)でございます。耕作条件の改善を進める農地中間管理機構の事業の積極的な活用に向けて、事業の実施要件や基準等、農業者に対する情報提供と提案、指導の実施、(2)農地中間管理事業の事業実施要件から外れる農地を対象に、農業者の費用負担を求めずに小規模な基盤整備を行えるよう、既存の市単事業の拡充と予算化ということで、既存の土地改良事業、市単事業あるんですけども、そういったものをこういった形で使いやすくできないか、そして予算化できないかという意見でございます。

市長との懇談会では、農業委員会の意見、それから市の回答ということで、通り一辺倒のセレモニー的な感じで終わってしまう可能性がありますので、懇談会終了後、地区の委員も加わりながら、市の担当者と事務レベルで具体的な該当農地について、事業活用に向けて協議をしていただくような関係づくりが大切かというふうにご考えておるところでございます。

続きまして、6ページでございます。

放置樹園地の廃園化対策。

現状と課題。

市内の果樹産地では、高齢化などにより園主の手が入らない放置樹園地が問題化している。放置樹園地は、病虫害の温床や鳥のえさ場になるなど、果樹産地全体を脅かす可能性がある。

しかし、樹園地継承に向けて担い手を探そうにも、耕作条件の悪い樹園地は、消毒作業に手間がかかる、特に傾斜地ですね。敬遠されてしまうと。農地中間管理機構で一時管理する農地中間管理事業というのができたんですが、それも管理日数が年間4日だったと思いますけれども、管理日数が限られているため、抜本的な対策には至らないということでございます。

最後の2行ですが、廃園に当たっては、樹木の伐採・抜根・処分の後、一般農地に戻すこととなりますので、費用負担が大きな課題となっているということでございます。

農業委員会の意見。

今後、園主の高齢化などにより、担い手への樹園地継承が思うように進まず、樹園地が放置されるケースの増加がますます予想されます。放置樹園地の病虫害の蔓延や鳥害から果樹産地を守るため、園主の了解のもと、地域の農業者が協力し合い、緊急的に立木を伐木、抜根し、一般農地に戻すため、既存の市単事業の拡充と予算の確保についてご検討をということでございます。

続きまして、7ページでございます。

鳥獣害防止対策ということでまとめております。

鳥類の関係、カラス、ムクドリ、ヒヨドリ、ドバト等、農作物被害が多発ということがございますし、信州スカイパーク周辺の果樹類への被害というようなことは前々から言われていたことでございます。

小型獣の関係、ハクビシン、タヌキ、キツネ、ノネズミ等でございます。

それから、シカ、イノシシの関係、ネックは広域防護さくの保守、維持管理のための費用や人員の確保が難しい状況だと。また、四賀地区のほうでは、まだつながっていないもので、地域内の効果が不十分だということでございます。

猿の関係、西部地区で電気さくの設置、進めておりますが、設置後も一部区間から沢筋を伝って猿の侵入が続くとか、緩衝帯の関係がうまくいかなくて、枝伝いに猿が飛び越えて来るといったようなこともあるようでございます。

農業委員会の意見でございます。

2行目のところですね、林務担当課を主体に、農業者側の視点に立って、以下の施策を進めていただくよう要望。特に、捕獲対策については、計画に対する実効性を高めていただきたいということでございます。

(1) 捕獲対策の強化、アとして、特に鳥類については、捕獲計画に対する捕獲数が少ないため、捕獲実績の向上を図る施策の検討、イとして、農業者が主体的に有害鳥獣の捕獲を進める集落等捕獲隊の設置に向け、未設置地区への設置に向けた情報提供と働きかけ、ウとして、小型獣対策でございます。市許可のもと、農業者がみずからの農地に小型箱わなを設置することや市の貸し出し制度等、被害軽減に向けた積極的な情報提供と指導ということで、わな免許なくても、自分の農地に自分が仕掛けるのであれば、免許がなくてもできると、市の許可を得ればできるというようなところがありますので、そういった制度のPR等をお願いしたいということでございます。

(2) 防護対策の強化ということで、四賀地区の関係の調整、イとしまして、既設の広域防護さくの劣化等による修繕費用に加え、今後松枯れ等で増加が予想されるわけでございますが、広域防護さくの破損に対する修繕費用等、十分な予算の確保、ウとして、西部地区の猿対策、監視センサーの導入や緩衝帯の整備等による効果的な被害防止対策の研究と実施に向けた支援。

(3) 生息環境対策ということで、信州スカイパークの管理者への働きかけ、樹木の整理の働きかけということで載せてございます。

最後の項目、農産物の販売促進、松本の総合力を発揮した農産物の活用と販売でございます。

こちらは、7月6日、農業活性化シンポジウムの成果といたしますか、意見や提言を反映した内容にしてございます。

現状と課題。

輸入品の増加や産地間競争、農産物の価格低下ということで、深刻な課題になってきていると。農家手取りの減少ということもございます。

松本市の強みは、「信州松本」の知名度の高さと三ガク都などイメージのよさ、農業生産においては、多品目を産出する産地としての総合力ですので、産地である地元からの積極的な情報発信や外国人も含め、松本を訪れる観光客に対する効果的な宣伝活動を実施、さらなる効果が生み出されると考えられます。農・商・工のバランスのよい産業構造を生かして、6次産業化支援や農・商・工連携のさらなる充実、積極的な推進が必要と考えられます。

農業委員会の意見としましては、松本の総合力を発揮した農産物の活用と販売を進めるため、商工業や観光業と連携すること、そして外に向けて情報を効果的に発信することが必要ということで、(1) 商工業者(商工団体)、観光業者(観光団体)と農業者(農業団体)との市内農産物・農村資源の活用や販売に関する継続的な懇談会等の開催、また庁内においては、商工観光部と農林部の連携強化。

(2) 松本市に産出する農産品の数々を一堂に集め、食べ方まで提案する「食の総合カタログ」の制作、国内外への積極的なPR、高雄市のカタログのようなイメージを想定しております。

(3) 松本市の農産物を効果的にPRするため、ホームページの充実やインターネットを利用したサービスの活用。

それから、(4)は輸出に向けた調査、研究、支援の継続ということで挙げております。

以上が意見書(案)の中身でございます。ご審議をいただき、ご決定いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま補佐から説明がありました。この件につきまして、田中意見書検討委員長から補足説明がありましたら、お願いいたします。

田中委員

ご苦労さまです。

3月以来、それぞれの皆さんに貴重な意見を賜りながら、アンケート等をお願いして、やっと7合目まで参りました。その中で、この内容を今、板花補佐からご説明あったわけですがけれども、これを接ぎ穂として当日を迎え、我々の実情を市長さん初め、市長部局に理解していただくというのがやっぱり筋だと思いますけれども、本日も松村さんはいなくなっちゃったか。いろいろ農林部農政課と話をしながら、それぞれすり合わせしていただいているわけですがけれども、ここ数年来、それぞれフィールドといいますが、考え方が一緒になってきたんじゃないかというふうな気もいたしております。細かい内容については、また当日等、皆さんに意見といいますが、発言していただくわけですがけれども、例えてまいりますと、新規就農者の関係と親元就農の関係で、ことしから農政課のほうで予算化、親元就農に対しても予算化を考えて、それぞれ関係部署との折衝をしているようです。内容については、不満な点もありますけれども、やはりこういう芽出しが出てきたということは、やはり前回のまた意見書の効果の1つのあらわれだというふうに感じておりますので、なかなか目に見える成果は出

ていませんけれども、そういうすり合わせをしながら、松本市の農業者にとって前へ行くような算段をして、意義ある意見書、また検討、また懇談というふうになればというふうに思いますので、何とぞご協力をよろしくお願いしたいと思います。

議長 ありがとうございます。
ただいまから質疑を行います。
この意見書（案）について発言のある方の挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
本件について、このような案でご承認をいただける方の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成をいただきました。本件は原案のとおり承認をされました。
次に、協議事項3、平成29年度全国農業新聞の普及推進について、事務局の説明をお願いいたします。
板花補佐。

板花局長補佐 それでは、7ページでございます。
また新聞の普及推進の関係でございますが、委員のご協力をいただくことといたしますので、よろしくをお願いいたします。
本日、委員の机の上に農業新聞の購読申込書を4部ずつ配付をさせていただいております。また、粗品として、タオルとか、軍手とか、保冷バッグとかお配りして、ビニール袋にてお配りしております。また、使い方は自由ではございますが、普及推進に活用をしていただければと思います。
1番目、要旨でございます。情報事業推進会議より普及推進目標が示されたことから、本年度の取り組みについて協議をいただきます。
2番目、普及の目標等でございますけれども、情報推進会議の目標部数が本市割り当て599部ということでございます。昨年と比較では、38部ほどマイナスの目標となっております。
(2)本市の目標部数は、普及推進会議の割り当てとなった599部を本市の目標と定めさせていただきたい。そうしますと、委員1人当たり4部以上の推進が必要だという、こういう中身でございます。
その考え方ということでございますが、その下の表や(3)のところを見ていただきたいと思います。29年度の4月1日現在の部数が563部でございます。それが9月1日、半年たった時点で493部ということで、半年で70部のマイナスでございます。したがって、さらに本年度中、

さらにまた70部減るといふふうに予測しますと、目標の599部を達成するには、これから176部推進する必要があるという計算結果になります。それを48人の委員で割ると、なから1人4部推進ということになってくるわけでございます。

(4) 普及推進の特別強化期間としましては、10月1日から11月7日までをお願いしたいと思います。

それで、入力締め切りが11月21日となって、12月1日現在の部数で目標が達成できたかどうかを判定するということになります。

3番目、普及推進活動方法でございます。

(1) 各委員、担当地区において普及推進活動をお願いしたいと。購読期間は、できるだけ1年以上となるようご協力をお願いいたしますけれども、もちろん短期でも構わないけれども、できるなら長目でということをお願いしたいと思います。

緑色の購読申込書、4部お配りしているんですが、そこにクリップどめで書いてあるとおりでございますが、今年度から農協以外の口座引き落としも可能になったというところが大きな変更点でございますし、もし短期で購読されるということ、そういう場合は、必ず申込書の横の欄外のどこでもいいんですが、何月までと明確に記入してください。ちょっとトラブルのもとになるといけませんので、1年じゃない方は、短期の場合は、何月まで購読という形で明確にちょっと書いていただきたいということでございます。

(2) のところでございますが、購読申込書、それから口座振替の関係でございますが、購読申込書記入していただいて、あと押印、印鑑を押していただいて、こちら、お届け印ということで、口座の通帳印になりますけれども、印鑑を押していただいて、事務局に提出ということで、11月7日火曜日までに事務局へご提出いただきたいということでございます。

支払いの関係は、口座からの引き落としということで、年2回、半年ごとに引き落としとなりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、8ページでございます。

奨励金等ということで、ご存じかと思えますけれども、普及推進結果によりまして、別添の助成規程とか表彰規程がありますので、こちらに基づいて農業委員会や各委員に表彰並びに奨励金、記念品等の交付がありますので、よろしくお願したいと思います。

以上、もろもろの資料を後で添付しておりますが、こちらについては見ていただければと思います。説明については省略させていただきます。

以上でございます。

議 長

大変委員の皆様には、拡張、新聞の普及については無理なお願いをしているところでございますが、これより質疑を行います。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようであります。
このような本件につきまして、ご承認いただける方の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございます。
全員賛成をいただきました。本案は原案のとおり承認をされたところでございます。皆さんには期日までに4部以上の普及をよろしくをお願いいたします。
次に、協議事項4、平成29年度松塩筑安曇農業委員会協議会農業功績者等表彰候補者の推薦について、事務局の説明をお願いいたします。
板花補佐。

板花局長補佐

それでは、15ページの関係でございます。
松塩筑安曇農業委員会協議会農業功績者等表彰候補者の推薦についてということでございます。
こちら、協議会の会長、小林会長が協議会の会長でございますが、推薦依頼がありましたので、その推薦方法等について協議をするものでございます。
2番目、推薦を依頼された候補者の関係、表彰規程2条の該当者ということで、地域農業振興等功績者表彰の関係、3人または団体ということでございます。
(2)の関係、規程第3条の該当者、農業委員永年勤続功績者表彰でございます。
依頼文等は16ページから21ページまで添付のとおりでございます。
4番目、表彰候補者の推薦方法等についてということでございます。
まず、地域農業振興等功績者表彰の関係、推薦方針でございます。過去の推薦経過に基づきまして、毎年市内各地区から3地区を選定しまして、それらの地区から1人ずつ候補者を推薦することとしております。便宜的にそうしてきたということでございます。もちろん表彰規程に合致する適任者がいれば、どの地区から推薦いただいても全く問題ないわけでございますが、なかなか推薦が出てこないということもあって、割り振らせていただいたという経過でございます。
本年度は、次の3地区からそれぞれ1人ずつ候補者を推薦することとしたいと考えております。3地区は、笹賀地区、それから神林地区、それから和田地区でございます。
本日、関係地区の委員に功績調書と履歴書をそれぞれ配付をしております。功績調書と、あと個人であれば履歴書を添付、また法人であれば、總會等の資料でいいかと思いますが、總會等資料を添付ということをお願いしたいと思っております。

イの（ア）のところですね。推薦といいますが、提出期限でございますが、10月30日の月曜日、つまり来月のこの場でご提出をいただければということでございます。

提出いただいた功績調書に基づきまして、11月10日の役員会において推薦候補者を決定して、協議会の会長に推薦をしたいと思っております。

なお、表彰は来年2月の農業活性化推進研修会の席を予定しております。

4の（2）でございます。農業委員永年勤続功績者表彰、こちらにつきましては、退任した農業委員が該当ということでございまして、今回該当者はないということでございます。

5番目、参考資料として、23ページに過去の受賞者の記録をつけてあるということでございます。

ちょうど平成23年に同じ地区で推薦をいただいたという経過がありまして、平成23年のところを見ていただくと、どんな方を推薦したかというようところが書いてありますので、参考にしていただければと思います。

ということで、3地区に割り振りをさせていただいたということでございます。そんなことで、ちょっと協議をしていただいて、これでいいかどうかということでご協議いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

議長 ただいま説明がありました松塩筑安曇農業委員会の協議会、農業功労者等表彰候補者の推薦についてということではありますが、このことに対しまして発言のある方の挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようであります。
本件につきましては、ご承認をいただける方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認をされました。
笹賀、神林、和田の3地区の委員の皆様には、地区の候補者をそれぞれ1人ずつ推薦いただいて、功労調書を作成の上、期日までに提出をいただくようお願いいたします。
次に、協議事項2、第2回長野県農業委員会大会について、事務局の説明をお願いいたします。
板花補佐。

板花局長補佐 それでは、24ページの関係、第2回長野県農業委員会大会についてご説明をいたします。
要旨のところでございますが、大会の開催に当たりまして、農業委員の参

加並びに農業会議から示された大会の要請決議の素案について協議をいただきます。

開催日時は、11月7日火曜日ということで、午後を予定しております。場所は、長野市、ホクト文化ホール、県民文化会館大ホールでございます。

参集者ということで、県内の農業委員や推進委員等1,500人を予定しております。

6番、大会への参加方法としては、例年どおり市の公用バスを利用して参加いたします。

7番目、駐車場の関係とバスの発着場所の関係でございます。議案とともにご案内をしておりますけれども、農業委員さんの駐車場、今回も含めまして、当面松本城臨時駐車場を使用するようということで指示が出てございますので、ご協力をよろしくお願ひしたいと思います。駐車券もお配りさせていただいたとおりでございますので、車のフロントに掲示ということでお願ひしたいと思います。

日程でございますが、10時発ですので、9時50分までに臨時駐車場のほうにご集合いただきたいと思います。

途中、昼食は、長野インターおりたところのいつものところですが、おぎのやさんを予約済みでございます。それで、大会に参加して、松本に帰ってくるのは6時を回る予定でございます。

なお、費用については、昼食代でございますが、1,620円税込みでございますが、委員報酬から引かせていただくということを予定しておりますので、よろしくお願ひします。

参加・不参加の報告については、事前にもう参加報告書を送付しておりますので、きょうじゅうに事務局までご提出いただきたいと思います。

一応農業会議のほうに何人参加するということを来月に入ったらすぐ出さなきゃいけないもんで、参加・不参加の報告、今日中にお願ひできたらと思います。

それで、最後、11番、要請決議案の素案の検討ということで、決議案については、後につけてあるとおりでございます。

こちらについては、議案発送とともに委員あてに何かご意見ありますかということでお伺いしているところでございますが、まず本日の協議会で委員から要望があれば、集約して、農業会議に報告をしていきたいと考えております。

25ページでございますが、大会の開催要領でございます。

趣旨のところにもあるとおり、やはり農業委員会法の改正ということで、農地利用の最適化がこれからメインになってくるということでございます。県内では10月までに58農業委員会が新しい制度に移行しているということでございます。

そして、県内の農業委員と推進委員が一堂に会しまして、農地利用の最適化の推進に関する要請決議、今後の活動方針の確認を行うと。それで、意識の統一と一層の活動展開を図るために大会を開催するものでございます。

6番、大会の内容でございます。

第1部、第2部、第3部と分かれております。3部構成でございます。

第1部では、表彰と要請決議案の協議がございます。表彰のところでは、平成28年度農業者年金加入推進活動功労者表彰ということで、松本市においては、波場委員、4人推進していただいたということで、表彰対象となります。それから、28年度情報活動功労者及び優秀農業委員会表彰のところでは、古沢代理と竹内委員と上條信委員、10部以上新聞推進ということで表彰予定でございますし、当委員会も優秀農業委員会ということで表彰される予定となっております。

第2部では、会長挨拶に触れていただいたんですけども、農業委員会と農地中間管理機構との連携促進会議ということで、キックオフ会議というようなことになっておりますが、農業委員会と機構との連携に係る統一的な活動方針等の説明があります。

第3部では、実際に事例報告ということで、優良事例ということで、箕輪町農業委員会、それから安曇野市の農業委員会の事例報告がございます。詳細な進行表は26、27のとおりでございますので、ご確認ください。27のところの事例発表は、第3部のところですね、箕輪町農業委員会、農業委員の鈴木さんという方から、「人・農地プランの話し合いと日頃の地域活動が功を奏した農地集積」というようなタイトルになっておりますし、安曇野市の関係は、明科地域の池上委員から「ワインぶどうを導入した遊休農地の再生活動」というようなテーマで発表があります。

それから、要請決議案の関係でございますが、29ページからでございます。こちらは、県の農業会議のほうが主導で作成した現時点の要請決議の内容でございます。こちら、農林水産省の幹部ですとか、本県選出の国会議員等に要請決議を行うということでございます。

中身としましては、29ページの下の方に大きな1番目の柱、担い手への農地の集積・集約化の支援強化というところの中では、(1)として、長野県は地理的な特殊性を反映しまして、中山間地域における担い手への農地集積・集約化への支援強化ということで、中山間地域という枕詞がついておりますので、着目したいと思います。

30ページのところ、30ページの上のところの(3)でございます。条件不利地域における農地整備等の支援強化ということで、条件不利地域というようなこともありますので、着目したいと考えております。

それから、2番目の柱、遊休農地対策の計画的かつ確実な実施に向けた支援強化ということで、遊休農地対策、それから31ページのところでは、新規参入の促進というのが3つ目の柱で出てきております。

それから、32、33ページに移りますと、32、33では、32のところ、6番目のところ、担い手・経営対策ということで、(1)から(5)まであります。(5)のところでは、32ページの下のところですけども、女性農業経営者への支援というような、女性への支援というようなことも入ってきております。

33ページに移りまして、7番目、活力ある地域振興に向けた対策の強化ということの(2)のところでは、本市でも問題になっている関心事の高

い鳥獣被害対策の強化というようところが項目として入ってきています。

最後、8番目のところ、食育の充実と安全・安心対策の推進、国産農産物の輸出促進ということで、輸出促進というような内容も入ってきているということでございます。

おおむね松本市の今回市長に上げる市長意見書の関係と重なる部分が多々あるということでございます。方向性としてはこんな形で、県の考える方向性と松本市の考える方向性、松本市のほうがより具体的な要望というか、意見書になっておりますけれども、方向性としては重なってくるのかなというふうに考えているところでございます。

35ページが大会宣言、36ページが大会スローガンということで、素案が示されているところでございます。

ということで、農業委員大会の参加の詳細、それから意見書の素案の中身についてご確認をいただきました。何かありましたらご意見いただいて、ご協議をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長 それでは、まず当日の日程等につきまして、ご不明な点や意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 次に、長野県農業会議が取りまとめた農地利用の最適化に向けた施策推進に関する要請決議の素案に対して意見のある方、発言をお願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 本件につきましては、委員の皆さんから特に意見がないようです。
松本市農業委員会といたしましては、長野県農業会議が取りまとめた素案に従うことというふうに決定をいたします。

なお、11月7日の長野県農業委員会大会には、多くの皆さんのご参加をお願いいたします。

参加報告書につきましては、本日中に事務局まで、先ほど板花補佐が申されましたが、提出をいただくようお願いをいたします。

それでは、続きまして報告事項に入ります。

まず、報告事項1、平成29年度第2回農業経営改善計画の審査結果について、事務局の説明をお願いいたします。

お願いします。

大塚（農政課） 農政課、大塚と申します。
それでは、平成29年度第2回農業経営改善計画の審査結果についてご報告をいたします。

以後着座にて失礼いたします。

37ページをごらんください。

本年度第2回の農業経営改善計画の審査結果についてご報告するものでございます。

制度の概要については、根拠法令は農業経営基盤強化促進法並びに同報施行規則に基づき、松本市長が認定するものでございます。認定の基準につきましては、前回の第1回の農業経営改善計画の審査の結果のときにご説明したとおりの基準となっております。

3番目です。農業経営改善計画の認定者につきまして、今回は新規が今井の1件、個人の方になっております。

めくっていただきまして、38ページです。

再認定につきましては、個人経営体が7件、組織経営体が3件の計10件が認定になっております。

変更につきましては、梓川の個人経営体が1件認定になりまして、こちらは9月15日に行われました経営改善指導会議におきまして、全件12件が承認されましたことをご報告させていただきます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの大塚さんの説明に対しまして質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

次に、報告事項2、平成29年度農業委員会の国内視察研修の実施について、事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、39ページをごらんください。

本年度の農業委員会の国内視察研修ということでございますが、その内容について報告をさせていただきます。

実施期日、2番目のところでございますが、11月16日から17日、木曜日から金曜日にかけて1泊2日でございます。

3番目、視察場所及び内容等でございますが、遊休農地の活用事例、それから野菜の機能性表示の関係、それから農業ICTへの取り組みということで、次の2カ所を視察したいと思います。

(1) 株式会社サラダコスモ、ちこり村でございます。場所は岐阜県中津川市でございます。(2) として、富士通株式会社「Akisai農場」、場所は静岡県沼津市でございます。

視察経費、4番目の関係、経費の関係でございます。バスの予算43万円

あります。委員1人当たりの費用弁償として、2万円ちょっと予算があります。委員負担でございますが、例年委員の負担は3,000円から5,000円程度となっておりますので、よろしく願いいたします。

5番目、今後の進め方ということですが、取りまとめは来月といたします。10月の議案と一緒に出欠報告書をお送りしますので、10月の定例会の際にご提出をいただきたいということでお願いいたします。

日程調整の上、多くの委員の参加をお願いしたいということでございます。中身についてご説明いたします。

40ページをごらんください。

行程表でございます。7時半に松本を出まして、中央道を通りまして、中津川インターでおりて、午前中から午後、ちこり村を視察します。お昼はちこり村のほうで食べるということになります。その後はひたすら高速道路を走るという内容になります。太平洋をずっと東に進みまして、東名を東に進んで、清水まで行って、夕方清水で泊まるということでございます。宿泊はホテルを予定しておりまして、清水市内。1人1部屋ということで予定をさせていただきます。

17日金曜日でございますが、朝、清水を出て、沼津まで行って、富士通の沼津工場を視察します。それで、沼津市内で昼食、それから松本に戻ってくるということでございます。2日目の視察はお昼に終わりますので、行程表にはまだ今回書いてはおりませんが、駿河湾のサービスエリアで買い物とか、ある程度あいた時間を活用するようなメニューを考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

ちこり村と富士通沼津の「Akisai農場」の中身については、41ページ以降の書類をごらんいただきたいと思っております。

中津川市にあるちこり村につきましては、遊休農地を活用しまして、高齢化が進む地元の60歳以上の方を採用しまして、西洋の高級野菜とされておりまして、チョコリの生産から商品開発を行っているということでございます。

また、別に生産している大豆イソフラボン子大豆もやしというようなものがありまして、そちらは国内で野菜としては初めて機能性表示食品の認定をとった商品になります。

施設内の農家レストランでランチもいただける予定でございます。

詳細については、資料をご確認ください。

2日目は、富士通沼津の「Akisai農場」の視察でございます。7月にここにおられます普及センターの西嶋補佐からスマート農業についてお話をいただいたところでございます。富士通は、ICTで農業経営を効率化させるための検証、実践の場として、沼津工場内に「Akisai農場」を開設いたしております。農場で得たデータをもとに、サービスへ反映していくと。生産者はそれらを利用して、スマートフォンやタブレットで施設の環境制御が可能になって、作業の適期を知ることができたり、質の高い生産物を安定供給していくというような内容でございます。

農業ICTは、本市の農政課でも着目しておりまして、これから取り組んでいきたいということでございますので、今回の視察研修に農政課のマー

ケティングの小林係長と生産振興担当の宮下主事も同行する予定で調整をしております。

ICTというのは、もう一度確認ですが、インフォメーションのI、CはコミュニケーションのC、TはテクノロジーのTです。情報通信技術のことでございます。

資料の詳細はごらんいただきたいと思います。

こんな形で2つの視察場所を計画しております。出席の取りまとめは来月となります。

そういうことで、ご協議というか、報告をさせていただきましたので、よろしくをお願いします。

議長 29年度の農業委員会の国内視察の実施につきまして、こういう形で計画をいたしました。

ただいまの説明に対しまして質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

委員の皆様には、それぞれ日程調整をしていただきまして、多くの委員の皆様に参加をしていただくようお願いをいたします。

次に、報告事項3、8月定例部会報告をお願いいたします。

なお、農業振興部会には議案はありませんでしたので、報告はありません。それでは、上條農地部会長、お願いいたします。

上條（陽）農地部会長 それでは、49ページをごらんください。

8月の定例農地部会の報告を申し上げます。

8月31日開催の農地部会において、議案15件につきましてそれぞれ慎重に審査を行った結果、いずれの案件も許可、承認または決定されました。その内容はそれぞれ記載してあるとおりですので、よろしくお願いいたします。

また、農地法第4条及び第5条のそれぞれの許可、承認案件につきましては、8月21日に柿澤潔委員及び上條信委員のお二人がそれぞれ現地を確認しておりますので、申し添えます。

以上説明申し上げまして、8月の定例農地部会の報告とさせていただきます。

以上でございます。

議長 本件につきましては、ただいまの報告のとおりでありますので、ご承知をいただきたいと思います。

次に、報告事項4、主要会務報告につきましては、会議資料50ページに記載のとおりでありますので、それぞれご参照いただくようお願いいたします。

以上で報告事項は終了いたしました。

続きまして、その他の項目に入ります。

何かありましたら、お願いいたします。

農業改良普及センターの西嶋課長補佐、お願いいたします。

西嶋（松本農業改良普及センター） ご苦労さまでございます。松本の農業改良普及センターの西嶋でございます。

資料につきましては、平成29年主要農作物の生育概況のまとめ、松本農業改良普及センターというものが頭にある資料でございますので、ごらんいただきたいと思っております。

ということで、主要作物の生育概要、9月20日現在ということで取りまとめを各普及センターの各作物担当のほうでしたものでございます。

まず、水稻の関係ですけれども、20日現在ですのであれですが、あきたこまちについては8月28日から、コシヒカリについては9月5日から収穫が始まっておりまして、収穫の最盛期は9月18日ごろというふうに見ております。20日現在、収穫進度はおおむね70%ということで、今、きょう月末になっておりますので、さらに進んでいるということです。平年よりも倒伏している圃場が目立ちます。また、全体的に青米が多くて実は細目と。これは8月、後のほうの一応表も見ていただければとは思いますが、8月の下旬からずっと日照不足というような傾向にありましたので、こんなことが大きく影響しているのではないかなというようなことでございます。

それから、大豆でございますけれども、おおむね登熟良好であるんですけれども、早いものが黄化が始まっていると。一部に葉焼け病の発生が見られるところでございます。

それから、ソバについてですが、生育はおおむね順調ということで、開花期比較的天候に恵まれたというようなことでありますが、若干台風の後、倒伏が目立つところがございます。

次に、果樹の関係でございますが、生育は平年よりもやや遅いペースで推移しているというようなことで、やっぱりこれも7月の下旬か8月下旬までの曇天によって糖度低目ということがありますし、酸度はやや高目と。果樹肥大については、やや小玉というような傾向でございます。台風についてですが、幸い県下では、南信と、それから北信のほうで被害が出ており、1億6,000万円余の被害があるというふう聞いてございますけれども、当松本の管内については、落下の被害は少なかったのではないかと。やはりすれ等の被害はあったかと思われましてけれども、南信、北信に比べると、被害は少なかったのかなということのようでございます。

リンゴでございますけれども、ふじについては、横径で平年比較で96%ということで、やっぱりやや小さいという傾向が出ております。ほかのも

のについても同じでございます。一部でハダニの発生、また多発が続いているということでございます。

ブドウにつきましては、やはり曇天というようなことの影響が低糖度、酸抜けの悪さだとか、着色の不良だとか、そういった影響が出ているということでもありますし、ナガノパープルでは裂果が多発していますということでもあります。それから、加工品種中心に晩腐病の発生がやや多いというふうな傾向のようでございます。

ナンについては、幸水についてはほぼ終了をしてきております。南水については、肥大がやや小さいというか、ほぼ平年並みになっているということでもあります。南水でも、やや酸抜けが悪いと言うようなことで、収穫期が1週間程度おくられているということもございます。

野菜の関係でありますけれども、大分収穫終了になってきておりますが、雨が多い割には、余り目立った病害がない傾向があります。ただ、その関係もあるのかもしれませんが、若干害虫の発生、多目に推移をしているというところでもあります。

長芋につきましても、天気割にというか、意外にというか、おおむね平年並みの生育をしているということのようで、きょう、たしか夕方また試し掘りをする計画だということをお聞きしております。

めくっていただきまして、白ネギの関係ですけれども、収穫真っ最中でございますが、例年に比べて、こちらは若干病気の発生が多い傾向かなというふうなことがございます。それから、害虫の影響ということで、少し白くなっているような圃場が出たというところがございます。

ジュース用トマトについて、ほぼ終了というか、終わりになってきております。

それから、夏秋イチゴについてですが、これもやはり日照不足の影響が若干出ているというふうなことで、株の疲れが例年より早いというふうに見ております。圃場によっては、ハダニとかアザミウマの発生が多くなっているということなんです。

それから、花については、若干のおくれというふうなものがやはりあるということですが、ほぼ順調にいつているというところのようでございます。

飼料作物につきまして、トウモロコシについては、9月中旬までに早まきのものについては収穫終了ということで、普通まきのものが今月いっぱいぐらいで収穫予定ということですが、若干やはり台風の影響で倒伏、折損が見られたというふうなことで、やや減収の見込みなんじゃないかなというふうなことです。

牧草につきましては、3番草の最盛期に入っているというふうなことで、まだ刈り取りがこれから進んでいくわけでありましてけれども、十分な注意をしながら、越冬のダメージがないような収穫をお願いしたいということのようでございます。

次に、あと裏表で松本の沢村といいますか、昔の測候所のところと、それから今井の松本空港のところでございますけれども、気象表それぞれ出ておりますけれども、先ほど申し上げましたように、日照不足という傾向と、

それから温度やや低目というような傾向が出ているかなということでございます。

それから、次に5ページ目というようなことですが、新聞等でも報道がありましたので、ご承知かと思えますけれども、テンサイシストセンチュウというようなものが国内で初めて原村でアブラナ科の野菜の生育不良の株から発見されたということで、特殊報というものが長野県から出されておりますし、農林水産省のほうからもプレスリリース、記者発表がされているところでございます。

特徴としますと、アブラナ属、後ろのほうに、5ページ目の一番下に寄主植物というのが出てございますけれども、フダンソウ、テンサイ等ですね。それから、キャベツ等、キャベツ、ブロッコリー、カリフラワー、それからカブの類、それから野沢菜というか、漬け菜の類です。そんなようなもの、それから食用ダイオウの地下部ということ、根っこのところにつくということでございます。

7ページ目のところにプレスリリースが、ちょっとすみません、字が細かくて大変恐縮ですが、現在、蔓延防止のための措置を行っているところですよというような内容が出ております。具体的には、土の移動の防止、あるいは土がついたようなものの移動の防止というようなことをやっております。

一番最後のページのところに、テンサイシストセンチュウとはどのようなところではありますが、若干絵も出ておりますが、これはフダンソウの被害の様子、細かくなってしまっているということでございます。生育のおくれとか黄化症状、地上のしおれ、場合によっては枯死する場合も、野菜等では生育の遅延とかしおれとか、そんなようなのが見えるというようなことで、地上部から見てもなかなかわかりにくいというようなことで、今後、11月の、まだはっきりしたあれではないんですけれども、11月の半ば以降、多分1カ月半くらいかけて、原村の出た地区の全筆の調査というようなことを聞いております。

土をとって、そこにシストがいるかどうかというのを見るということのようですが、それで汚染されている範囲をまた決めたいということで、場合によっては、それよりさらに調査するということもあり得るかなということでございますし、侵入経路の特定というのはまだできていないというふうに聞いています。海外から来た培養土ですとか、苗とか、そういうところから入ったのか、あるいは人が持ち込んだのか、そんなようなことが全くわかっていないと。遺伝子の解析とかも行っているようではありますけれども、どうもよくわからないということのようで、もう少しそういった経路とかわかるまでには時間が要るのかなということでございます。

もし、もしと申しますか、怪しいなというふうなものを見つけたら、農業改良普及センターもしくは病害虫防除所にお知らせいただいで、そういった植物を持ち出すことのないようお願いをしたいということのようになります。

私たちが多分調査に駆り出されるんですが、中にはブーツ、また長靴にブ

ーツケースをつけて、土の移動をしないようなことで調査に入るというふうに聞いております。

私のほうからは以上でございます。

議長 西嶋補佐、ありがとうございました。
続いて、事務局からお願いします。
板花補佐。

板花局長補佐 先ほども若干触れたんですが、今後の定例会等における委員の駐車場について、再度確認をお願いします。

いずれにしても、庁舎の管理担当課から、来庁者の駐車場混雑回避ということを求められておまして、恐縮ではございますが、農業委員会の定例会等、駐車場については、松本城臨時駐車場ということでお願いします。来月の定例会、それから11月7日の農業委員会大会、11月16日から17日の県外の視察研修、11月30日の定例会ということでございますが、また12月以降については、また別途ご案内をさせていただきます。

お送りしました駐車券は繰り返し使いますので、なくさないようにご注意ください。

以上でございます。

議長 その他委員の皆様で何かありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
以上で本日の案件は全て終了いたしました。
議長を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

議事録署名人 30番

議事録署名人 31番

平成29年9月

農地部会議事録

松本市農業委員会

平成29年9月 松本市農業委員会 農地部会 議事録

- 1 日 時 平成29年9月29日（金）午後3時20分から午後4時40分
- 2 場 所 東41会議室
- 3 出席委員 18人
1番 森田 大樹
2番 青木 秀夫
3番 上條萬壽登
4番 赤羽 隆男
5番 上條 陽一
6番 上條英一郎
8番 太田 辰男
9番 柿澤 潔
10番 岡村 時則
11番 伊藤 修平
12番 上條 信
13番 百瀬 道雄
14番 菅野 訓芳
16番 小沢 和子
17番 古沢 明子
18番 柳澤 元吉
19番 丸山 敏郎
20番 赤羽 米子
- 4 欠席委員 2人
7番 塩原 忠
15番 上條信太郎
- 5 部会長挨拶 上條陽一農地部会長
- 6 会議の成立 農業委員会等に関する法律第22条第4項で準用する第21条第3項により成立
- 7 議長就任 松本市農業委員会部会規則第3条により上條陽一農地部会長が議長に就任
- 8 議事録署名委員の指名及び書記の任命
〔議事録署名委員〕 12番 上條 信 委員
13番 百瀬 道雄 委員
〔書記〕 農業委員会事務局係長 齋藤 信幸
- 9 議 事

(1) 議 案

- (ア) 農地法第3条の規定による許可申請許可の件
議案第79号～82号
- (イ) 農地法第4条の規定による許可申請承認の件
議案第83号～84号
- (ウ) 農地法第5条の規定による許可申請承認の件
議案第85号～89号 (※第86号取下げ)
- (エ) 相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件
議案第90号
- (オ) 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件
議案第91号～92号
- (カ) 農用地利用集積計画の決定の件
議案第93号

(2) 協議事項

納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件

(3) 報告事項

- (ア) 現況証明の交付状況の件
- (イ) 非農地証明の交付状況の件
- (ウ) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- (エ) 公共事業の施行に伴う届出の件
- (オ) 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- (カ) 農地法第4条の規定による届出の件
- (キ) 農地法第5条の規定による届出の件

10	出席職員	農業委員会事務局	局長補佐	板花 賢治
		〃	係 長	齋藤 信幸
		〃	主 査	長田由紀子
		〃	〃	大内 直樹
		〃	技 師	阪本 考司
		農林部農政課 担い手担当	主 事	古田 和之

11 会議の概要

議 長

それでは、議事に入ります。

まず初めに、議案の取り下げに至る手続がされた案件について、事務局から説明を求められておりますので、説明をお願いいたします。

齋藤係長、お願いいたします。

齋藤係長

すみません。議案取り下げの手続が昨日されたものがあります。議案書の5ページ、お願いします。

議案番号第86号、中山地区の申請でございます。なお、この申請につき

ましては、申請者が既存の宅地を使って駐車場を設置する目的の申請でございました。立地基準につきましては、第1農地で隣接地と一体として同一の事業をする目的に供するもので、第1種農地の面積が3分の1を超えないものに該当するといった基準でした。

この間、中山地区の太田委員さんを中心に、地元と調整を図っていただいていたわけですが、この場所の出入口が、学校の通学路ということもあり、町会、小学校、近隣の方との調整について、もう少し時間をかけたいという申入れがありました。申請者も町会等の事情を理解し、取下げということになりましたのでご理解をお願いします。

太田委員さんから補足があるようでしたらお願いします。

太田委員

今ご説明があったとおりでございまして、あそこのところは下から上って、西から上ってきますと、右カーブの案外見通しの悪いところでして、その場所のすぐ近くに横断歩道がありまして、あの辺の子供たちがその土地、現地のところに集まって、その横断歩道を渡って、前の公民館に一度集まって通学をしていると。そしてまた、その通学をする児童を、私たちの地域では「なかやまっ子見守り隊」という組織もあり、毎朝、毎夕そこに出ているわけです。そんなわけで、デリケートな場所で、町会とも整合性を十分にとっていただきたく今回のような形になりました。

また、申請内容についても確認をしたわけですが、駐車予定の車両については、大型車両等を止める予定であることから、子供たち、それからまた周辺の人たちもちょっと負担になるような気がしておりますので、ご理解をお願いします。以上です。

議 長

はい。

齋藤係長

ありがとうございました。

事務局としましても、地元の事情に応じながら進めていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

議 長

ただ今、事務局及び太田委員から説明がありました。質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

はい、どうぞ。

上條（英）委員

なぜ中山に駐車場を設けるのか。

議 長

はい、どうぞ。

長田主査

すみません、今回の駐車場というのは、実は隣接する宅地に新しく事務所を建てまして、その駐車場ということです。申請に当たりましては、事務所と全く完全に同一敷地として開発をするということではなくて、あくまでもフェンスで駐車場とその事務所の部分を仕切ってやる形だったもので

すから、こちらの申請では駐車場のみというような形になっています。
以上です。

上條（英）委員 わかりました。

議 長 いいですかね。
ほかにございましたら。

[質問、意見なし]

議 長 すいません私のほうからですが。
この場所の現地確認をしていただきました、百瀬委員さん小沢委員さん、
現場の現状とといいますか、わかる範囲でいいですが、もしありましたら、
お願いしたいんですが。

百瀬（道）委員 場所は、太田委員さんが言ったとおりで、カーブのところですけども、
前が県道、西側も道路、北側も道路っていうふうな感じの三角のところ
ですけども、ちょっと西側のほうには宅地、家が建っていますから、農
地としては道路、宅地に挟まれており、農業をやるには適さないように見
てまいりましたし、駐車場程度だったらそんなに影響はないようなところ
だと思いましたが、大きな車が入るとなると、見通しは悪いような気がし
ます。

議 長 分かりました。
通学路ということもあるので、時間帯を制限するようなことができれば良
いですが。
他にありますか。

議 長 ないようでございます。少し皆さんも注視していただいて、必要に応じて、
地元委員の協力をお願いします。
それでは、議事に入ります。
議案番号79号から82号、農地法第3条の規定による許可申請許可の件、
4件につきまして上程いたします。
事務局から説明をお願いいたします。
大内主査、お願いいたします。

大内主査 それでは、議案書の2ページ、3ページをごらんください。
農地法第3条の規定による許可申請許可の件です。
議案番号第79号、両島にお住まいの〇〇さんが所有します両島〇〇〇〇
一〇、地目、台帳、現況ともに畑外2筆、合計3筆、計261平米を同じ
く両島にお住まいの〇〇さんが農地の一体利用のため、売買により許可後、
所有権移転をするものです。

続きまして、議案番号第80号、墨田区にお住まいの〇〇さん。安曇野市にお住まいの〇〇さん、千葉県習志野市にお住まいの〇〇さんの3人が所有します島内〇〇-〇、地目、台帳、現況ともに田、計1筆、2, 241平米を島内にお住まいの〇〇さんが農地保全のため、売買により許可後、所有権移転をするものです。

続きまして、議案番号第81号、世田谷区にお住まいの〇〇さんと〇〇さんのお二人が所有します新村〇〇〇〇-〇、地目、台帳・田んぼ、現況・畑、50平米を新村にお住まいの〇〇さんが農地の一体利用のため、売買により許可後、所有権移転をするものです。

続きまして、ページをめくっていただきまして3ページ。

議案番号第82号、清水にお住まいの〇〇さん、〇〇さん、横田にお住まいの〇〇さんの3人が所有します入山辺〇〇〇〇-〇、地目、台帳、現況ともに畑外1筆、合計2筆、389平米を入山辺にお住まいの〇〇さんが農業経営規模拡大のため、売買により許可後、所有権移転をするものです。

これらの件につきましては、許可要件を全て満たしていることもあわせて申し上げます。

以上4件です。よろしく申し上げます。

議長 それでは、初めに議案番号第79号、地元の委員さんの意見ということで、両島でございます。青木委員さん、お願いいたします。

青木委員 場所ですが、国道19号の森永と鎌田中学を西のほうに入って行きますと、角にコンビニがあります、それを左へ曲がって1キロほど行ったところですよ。

この場所は、農地パトロールで荒廃していたところでしたが今回の申請できれいにしていただきありがたいと思ってみてまいりました。

議長 ありがとうございます。

それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ご意見等がないようでございますので、集約したいと思います。議案番号第79号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。続きまして議案番号80号でございます。島内でございますので、菅野委員さん、地元の意見をお願いいたします。

菅野委員 この農地は、譲渡人が3人で、買い手のほうの〇〇さんが今までも農地の管理をしていたわけですので、〇〇さんが買い取るということは、何ら問題はないんじゃないかなというふうに見ております。

議 長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第80号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
続きまして、議案番号第81号でございます。新村でございます。柳澤委員さん、地元の意見をお願いいたします。

柳澤委員 場所は、梓川の倭橋から新村へ入って南側ですが、約1キロまでないか。地主がそういうことで、申請にもありますがお二人とも県外に住んでいて、管理はできませんので、今回、すぐ隣の田を耕作している〇〇さんが一体利用をしたいという内容でございますので、保全にはいいんじゃないかということで見てまいりました。
以上です。

議 長 ありがとうございました。
他の委員の皆さんで質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第81号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
それでは、続きまして議案番号第82号でございます。入山辺でございますので、百瀬委員さん、地元の意見をお願いいたします。

百瀬（道）委員 入山辺の中間あたりの中村という地籍です。この譲り受ける〇〇さんが今までずっと耕作しており、家からもすごく近いという場所ですので、〇〇さんが最適かと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたらお願ひいたします。

[質問、意見なし]

議 長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思ひます。
議案番号第82号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手をお願ひいたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
それでは、続きまして議案番号第83号から84号、農地法第4条の規定による許可申請承認の件、2件につきまして上程いたします。
それでは、事務局から一括説明をお願ひいたします。
阪本技師、お願ひいたします。

阪本技師 それでは、議案書の4ページをお願ひします。
農地法第4条の規定による許可申請承認の件でございます。
議案番号第83号、島立にお住まいの〇〇さんが島立〇〇〇〇-〇、地目、台帳、現況ともに畑、613平米に診療所、歯科医院を新築する申請です。都計法第29条許可申請中です。既存の敷地面積は267平米です。なお、隣接する敷地と一体利用し、総面積は880平米です。白地の農地です。農地区分につきましては、島立出張所から500メートル以内に位置しており、第2種農地に該当します。立地基準は、農地法第5条第2項2、位置的代替性がない場合に該当しますので、問題ないと考えます。
続きまして、議案番号第84号、寿豊丘にお住まいの〇〇さんが所有します寿豊丘〇〇〇〇-〇、地目、台帳・田、現況・畑、179平米に一般住宅の敷地拡張をする申請です。既存の敷地面積は229.78平米です。なお、隣接する敷地と一体利用し、総面積は408.78平米です。白地の農地です。農地区分につきましては、松本市役所寿出張所から300メートル以内に位置しており、第3種農地となるため、原則許可となります。
なお、各案件につきましては、転用目的を達成するための確実性や周辺の営農に支障を及ぼすおそれがないことなど、一般基準の各要件を満たしていると判断しております。

以上、2件、2筆、792平米になります。よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、最初に議案番号第83号でございます。地元の委員さんの意見

ということで、島立でございますので、上條委員さん、お願いいたします。

上條信委員

今、場所の話がありました。島立出張所からわずかに西へ上がったところで、これは南から撮った写真だと思いますが、北側の一番奥のところに小さな田んぼが1枚ありますが、それは道を隔ててということで、日照とは一切関係ないだろうと。こちらは道、両側が、左右が住宅というところであって、2種とはいっても、ちょっと田んぼへ接しているだけというようなところがあります。水利だとか日照等は問題ないというふうに判断をしました。

議 長

それでは、現地調査をしていただきました委員さんの意見をお願いします、今回は百瀬委員と小沢委員ですので、どちらかお願いいたします。

百瀬（道）委員

小沢委員と事務局と行って見てきました。上條委員が言われたとおり、前が道路で、水路がそこに写っていますけれども、西側も道路で、北側も道路という感じで、農業とか周りには影響はそんなにないと思います。以上です。

議 長

他の委員さんで、本件につきまして質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第83号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長

全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
それでは、続きまして議案番号第84号、寿でございますので、上條委員さんお願いいたします。

上條（萬）委員

申請者は、先月でしたかね、分家で、今写っている奥のほうへ住宅を建てるということで先月申請が出ていまして許可をしたところですが、その残ったこっち側、手前のところへ今度は物置と駐車場を建てたいということでの申請です。宅地に囲まれたところと道路に囲まれたところですので、別に影響がありませんのでお願いしたいと思います。

議 長

それでは、現地調査をしていただきました委員さん、どちらか。

百瀬（道）委員

上條委員が言ったとおりで、裏側も道路で、西側も道路ということで、周

りには影響ないと思いますので、問題ないと思います。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第84号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
それでは、続きまして議案番号第85号から89号、農地法第5条の規定による許可申請承認の件、4件につきまして上程いたします。
議案番号第86号につきましては、先ほど事務局から報告のとおり、取り下げとなりましたので、上程にはなりません。
それでは、事務局から一括説明を求めます。
阪本技師、長田主査、お願いいたします。

阪本技師 それでは、議案書の5ページをお願いいたします。
農地法第5条の規定による許可申請承認の件でございます。
議案番号85号、寿豊丘にお住まいの〇〇さんが所有します寿豊丘〇〇〇一〇、地目、台帳、現況ともに畑、480平米に長野市にお住まいの〇〇さんが整骨院を新築する申請です。賃貸借権の設定を行います。都計法第29条許可申請中です。白地の農地です。農地区分につきましては、宅地、道路等に囲まれた広がりがない農地ということで、2種農地と判断しました。立地基準は、農地法第5条第2項2、位置的代替性がない場合に該当しますので、問題ないと考えます。

長田主査 続きまして、議案番号第87号です。笹賀にお住まいの〇〇さんが所有します入山辺〇〇〇〇一〇、地目、台帳、現況ともに畑、95平米に入山辺にお住まいの〇〇さんが駐車場用地として農家住宅の敷地拡張をする申請です。所有権移転を行います。農業経営者は〇〇さん、経営面積は2,689平米です。既存の敷地面積は445.75平米です。白地の農地です。農地区分につきましては、宅地、林地、道路等に囲まれた広がりがない農地に該当しますので、第2種農地と判断しました。立地基準につきましては、農地法第5条第2項2号、位置的代替性がない場合に該当しますので、問題ないと考えます。

続きまして、議案番号第88号、梓川倭にお住まいの〇〇さんが所有します梓川倭〇〇〇一〇、地目、台帳・田、現況・畑、430平米外1筆、合

計2筆、447平米に沢村にお住まいの〇〇さんが一般住宅を新築する申請です。使用貸借権の設定を行います。都計法第29条許可申請中です。白地の農地です。農地区分につきましては、10ヘクタール以上の一団の農地に該当しますので、第1種農地と判断しました。立地基準は、農地法施行規則第33条第4項、集落接続に該当しますので、問題ないと考えます。

阪本技師

続きまして、議案番号第89号、波田にお住まいの〇〇さんが所有します波田〇〇〇〇-〇、地目、台帳、現況ともに畑、260平米に波田にお住まいの〇〇さんが駐車場を新設する申請です。所有権移転を行います。白地の農地です。農振除外が平成29年7月31日にされています。農地区分につきましては、10ヘクタール以上の一団の農地に該当しますので、第1種農地と判断しました。立地基準につきましては、農地法施行規則35条5項、既存施設の拡張で、拡張面積は既存敷地面積の2分の1を超えないものに該当しますので、問題ないと考えます。

なお、各案件につきましては、転用目的を達成するための確実性や周辺の営農に支障を及ぼすおそれがないことなど、一般基準の各要件を満たしていると判断しております。

以上、4件、5筆、1,282平米になります。よろしく願いいたします。

議長

それでは、初めに議案番号の85号でございます。寿でございます。地元の委員さんということで、上條委員さんお願いいたします。

上條(萬)委員

場所は、〇〇の信号機のある道路を挟んで北側になります。ちょうど三角のような圃場ですけれども、全体で7畝ほどあるうちの480平米、申請者は、長野に住んでおられますけれども、現在は、お母さんが市内に住んでいて、そこから通うということのようですね、問題はないかというふうに思います。現地についても、道路が二方に囲まれておりますし、もう二辺は宅地に囲まれている場所でありまして、問題はないかなというふうに思います。お願いします。

議長

それでは、続きまして現地調査をしていただきました委員さん、どちらか。

百瀬(道)委員

地元の委員さんが言われたとおり、道路と宅地の垣根に囲まれたところで、近隣の農地にはもう全然問題ないという状態のところですよ。

以上です。

議長

それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第85号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
それでは、続きまして、議案番号第87号でございます。入山辺でございますので、地元の委員さんということで、百瀬委員さんお願いいたします。

百瀬（道）委員 場所は、入山辺の一ノ海という場所ですけれども、譲渡人の〇〇さんのところは、〇〇さんのちょうど横なんですけれども、その横が、上のほうから全部雨水というか、水が流れてきまして、ちょうど物置の壁のところを水がずっと流れて行って、その下に壁があるんですけれども、壁のところもひび割れているという感じなものですから、そこを工事をするにも、申請地を買わないと工事にならないというもので、そこをぜひ買わせてもらって、駐車場にして、それで壁のほうも修理したいということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長 現地調査に行かれた委員さん、お願いいたします。

小沢委員 今、事務局と、百瀬委員がおっしゃったとおり、雨水の被害がでてということ、また、駐車場にするということですので、問題ないように思ってきました。よろしくお願ひします。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第87号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
それでは、続きまして議案番号第88号でございます。梓川でございます。古沢代理のほうからお願いいたします。

古沢委員 この場所は、県道から入っていく場所で、左側に少し稲が見えますけれど

も、それは丸山委員さんがつくってらっしゃる田んぼの稲です。それを下の写真に行きますと、左側に舗装道路が見えますが、そのところに入ってきて、その上の写真にたどり着くという場所です。

それで、その道路の幅が狭くて、奥に住宅を建てても、出入りが難しいと。それで、その幅員をとらないと入れないので、その田んぼ、今、稲があります田んぼの赤線のところと、その奥の畑のところということで見てまいりました。あの奥の畑のところは、加工トマトを少しつくった残渣がありまして、水田につながったところには少し鉄骨のパイプハウスがありました。という形でございます。よろしく願いいたします。

議長 それでは、現地調査をしていただきました委員さんのどちらか、お願いいたします。

小沢委員 今、説明されたとおり、道路を入れて、その奥です。なんら問題はない場所だと思いますので、いいんではないかということで見てまいりました。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第88号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
それでは、議案番号第89号でございます。波田でございますので、森田委員、地元の意見をお願いいたします。

森田委員 波田ですが、山形村の唐沢そば集落に近いところでございます。〇〇さんは〇〇をやられていまして、〇〇の一角に、この〇〇さんの、今、リンゴをつくっていますが、消毒すれば〇〇のほうへかかるようなところでして、駐車場も少ないところですので、ちょうどその場所を駐車場として使うことができれば、問題ないと思いますので、よろしく願います。

議長 それでは、現地調査をしていただきました委員さん、小沢委員さん、お願いいたします。

小沢委員 今説明されたとおり、その部分はほとんどがリンゴ畑になっておりまして、〇〇の駐車場ということで、日照等、被害を及ぼすことはないものですか

ら、いいかなと思って見てまいりました。

議 長 あの辺はリンゴやら、果樹の多いところだね。
それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第89号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
それでは、続きまして議案番号第90号 相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件、1件につきまして上程いたします。
それでは、事務局から説明を求めます。
大内主査、お願いいたします。

大内主査 お願いします。
それでは、議案書の7ページをごらんください。
相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件です。
議案番号第90号です。相続人は、蟻ヶ崎にお住まいの〇〇さんです。特例を受ける農地ですが、蟻ヶ崎〇丁目〇〇〇-〇、地目、台帳、現況ともに畑、1.365平米外4筆、合計5筆、4,334平米につきまして、適格者の承認を受けるものです。
以上1件です。よろしく申し上げます。

議 長 それでは、議案番号第90号について、現地調査をしていただきました委員さんの意見を申し上げますということで、蟻ヶ崎、旧市でございますので、青木員さん、お願いいたします。

青木委員 場所は深志高校のグラウンドのあたりの道路から左側へ上がったところで、この畑、全体的には1枚ですけれども、これだけの筆になっているんですが、かぎっこになったりして、ちょっと傾斜地にもなったりしているような畑ですが、松本一本ねぎから野菜関係をずっとやられておまして、これからもやってくれると思っていますので、よろしく申し上げます。

議 長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ご意見等がないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第90号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
それでは、農業振興部会の方々がお見えでございますので、先に議案書の別冊をお願いします。
議案番号第93号、農用地利用集積計画の決定の件について上程いたします。
本件は、農業振興部会に内容審査を委託しておりますので、農地部会ではその審査報告により決定をするものでございます。
それでは、農業振興部会長より内容審査の報告をお願いいたします。それでは、田中部会長お願いいたします。

田中農業振興部会長 先ほど開催されました農業振興部会において、議案第93号、農用地利用集積計画の決定の件について事前内容審査を行いましたので、報告いたします。

別冊の4ページをごらんください。

一般分については、29筆、4万2,442平米で、内訳は、貸し付け12人、借り入れが10人でありました。円滑化事業分は、35筆、5万1,202平米で、内訳は、貸し付けが17人、借り入れが14人でありました。経営移譲は、7筆、4,211平米でありました。所有権の移転は、17筆、2万2,604平米でありました。第18条2項6号関係は、2筆、1,712平米でありました。

以上の件につきまして、農業振興部会では事前内容審査の結果として、原案どおり問題なく承認すべきものとして意見集約いたしましたので、ご報告いたします。

議長 ありがとうございます。
それでは、農業振興部会長からの内容審査の報告をいただきましたので、この報告に従って集約いたします。
議案番号第93号について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり決定いたしました。
ありがとうございます。

はい、どうぞ。

板花補佐

この場をおかりしましてご報告をさせていただきます。

10月の人事異動で農政課の古田主事でございますが、政策部広報課へ異動することになりました。農業振興部会の農用地利用集積関係の議案でお世話になったわけでございますが、一言お願いしたいと思います。

古田主事

農政課担い手担当の古田でございます。

私、10月2日で広報課に異動ということで内示がありましたので、報告させていただきます。

農地部会の皆様には、議案の修正等で大変ご迷惑をおかけした面も多かったかと思いますが、本当に短い間でしたがお世話になりました。ここで学んだ知識を広報課に行っても反映できるように頑張りたいと思いますので、引き続きご指導のほどよろしくお願いいたします。

本当にお世話になりました。

議 長

それでは、続きまして議案番号第91号から92号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、2件につきまして上程いたします。

それでは、事務局から説明を求めます。

大内主査、お願いいたします。

大内主査

お願いします。

それでは、議案書の8ページをごらんください。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件です。

議案番号第91号です。惣社にお住まいの〇〇さんが県〇丁目〇〇〇〇ー〇、地目、台帳、現況ともに畑、158平米外5筆、合計6筆、1,431.61平米につきまして承認を受けるものです。

なお、〇〇さんの相続税の納税猶予は平成23年10月26日から開始しています。

続きまして、議案番号第92号です。並柳にお住まいの〇〇さんが並柳〇丁目〇〇〇、地目、台帳、現況ともに畑、221平米外3筆、合計4筆、740平米につきまして承認を受けるものです。

なお、〇〇さんの相続税の納税猶予は平成26年1月25日から開始しています。

以上2件です。よろしく申し上げます。

議 長

それでは、初めに議案番号第91号でございますが、地元の委員さんの意見をお願いします。青木委員さん、お願いいたします。

青木委員

清水の小学校、中学校の通りをずっと上がって行ったところですが、全部これ、一体化されてつながっているところですが、田んぼが4つになっていますけれども、田んぼは2枚、真ん中にあぜがありまして、そのあぜが、

狭い区画になって、筆になっていますけれども、そんな感じで、実際には田んぼが大きく2枚、その奥のほうに畑が2つという形で、きれいに耕作されており、特に問題ないと思って見てまいりました。

以上です。

議長 他の委員で本件につきまして質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等がないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第91号につきまして、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
引き続きまして、議案番号第92号でございますが、これも旧市ということで、青木委員さん、お願いいたします。

青木委員 並柳のお墓があるんですが、ご存じの方は知っているかもしれません。そのお墓のところをずっと入っていったところの左側のところで、自宅の南側にこの畑がありまして、ビニールハウスが南側に1つありまして、そこにはトマト、あと北側の畑には野菜がいろいろと、松本一本ねぎもありました。問題ございませんと思って見てまいりました。

以上です。

議長 それでは、他の委員さんで本件につきまして質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ないようでございますので、集約したいと思います。
議案番号第92号につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ということで、本件は原案どおり承認するものと決定いたします。
それでは、続きまして協議事項に入ります。
納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件について、事務局から一括説明を求めます。

大内主査、お願いいたします。

大内主査

お願いします。

議案書 9 ページから 11 ページにわたりますが、協議事項（1）納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認の件です。

納税猶予を受けた農地について、20年目の免除確定をするため、税務署からの依頼に基づいて現況の調査をして、税務署へ報告するものです。今回、合計 21 件、74 筆、8 万 2,415.94 平米の確認となりました。担当していただいた委員の皆様、大変ありがとうございました。

利用状況につきましては、表の右側にある利用状況欄に記載をしました。委員の皆様には現地を確認いただき、課題があった農地については、事務局のほうで現地を確認しました。その上で、課題があると思われる農地については、本人に事情を確認し、農地として利用するための改善が認められたものもありましたが、山林化しているところもありましたので、その箇所については、本人了承の上、税務署に報告をしたいと思います。

それ以外の農地については、委員の皆さんにより田または畑として利用していることが確認されました。税務署には記載のとおり報告を行う予定です。よろしくお願いいたします。

以上です。

議長

それでは、本件につきまして質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

それでは、ないようでございますので、この案件につきましては承認することといたします。

関係の委員の皆様、大変ご苦労さまでございました。

それでは、続きまして報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

大内主査、お願いいたします。

大内主査

お願いします。

それでは、議案 12 ページからの報告事項です。全て書類等完備しておりましたので、事務局長専決事項により処理しましたので、よろしくお願いいたします。

12 ページ、（1）現況証明の交付状況の件、1 件です。13 ページ、（2）非農地証明の交付状況の件、1 件です。14 ページ、（3）農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の件、3 件です。15 ページ、（4）公共事業の施行に伴う届出の件、1 件です。16 ページ、17 ページ、（5）農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の件、13 件です。18 ページ、（6）農地法第 4 条の規定による届出受理の件、3 件です。

19ページから20ページ、(7)農地法第5条の規定による届出受理の件、9件です。

以上報告します。よろしく申し上げます。

議長 それでは、ただいまの報告事項について質問等がありましたらお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ないようでございますので、こちら報告事項につきましては、事務局説明のとおりご了承いただいたと存じます。

それでは、続きましてその他について、事務局から説明を求めます。
阪本技師、お願いいたします。

阪本技師 では、その他の事項です。
来月の日程につきまして、ご確認をお願いしたいと思います。
来月の部会につきましては、10月30日月曜日、午後3時から、場所は第2委員会室でございます。
次回の農地転用の現地調査は、10月20日金曜日を予定しております。
農地転用の現地調査の委員さんにつきましては、15番の上條信太郎委員さん、17番、古沢明子委員さんです。上條信太郎委員さん欠席ですが、了解を得ております。古沢代理の予定はいかがでしょうか。

古沢委員 10月20日ですか。

阪本技師 20日。

古沢委員 ちょっとお待ちいただけますか。
申しわけありません。10月20日、全国女性農業委員会がありまして、新潟県のほうに出かけておりまして、申しわけありませんが。

阪本技師 次の柳澤委員さんの予定はいかがですか。

柳澤委員 はい、わかりました。

阪本技師 それでは、上條委員さんと柳澤委員さんをお願いしたいと存じます。
以上です。

議長 それでは、お二人の委員さん、よろしく申し上げます。
それでは、以上をもちまして本日の案件は全て終了いたしました。
議長を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

12 議長退任

13 閉 会 赤羽農地部会長代理

農地部会長 _____

議事録署名人 1 2 番 _____

議事録署名人 1 3 番 _____

平成29年9月

農業振興部会議事録

松本市農業委員会

- 1 日 時 平成29年9月29日（金）午後3時19分から午後3時59分
- 2 場 所 大会議室
- 3 出席委員 26人
- | | | |
|-----|-----|----|
| 1番 | 田中 | 悦郎 |
| 2番 | 萩原 | 良治 |
| 3番 | 三村 | 和弘 |
| 4番 | 荒井 | 和久 |
| 5番 | 伊藤 | 素章 |
| 6番 | 竹島 | 敏博 |
| 7番 | 百瀬 | 芳彦 |
| 8番 | 波場 | 秀樹 |
| 9番 | 窪田 | 英明 |
| 10番 | 前田 | 隆之 |
| 11番 | 丸山 | 寛実 |
| 12番 | 忠地 | 義光 |
| 13番 | 橋本 | 実嗣 |
| 14番 | 百瀬 | 文彦 |
| 15番 | 上内 | 佳朋 |
| 17番 | 百瀬 | 秀一 |
| 18番 | 竹内 | 益貴 |
| 19番 | 小林 | 弘也 |
| 20番 | 小松 | 誠一 |
| 21番 | 三村 | 晴夫 |
| 22番 | 波多腰 | 哲郎 |
| 23番 | 河野 | 徹 |
| 24番 | 百瀬 | 貞雄 |
| 26番 | 金子 | 文彦 |
| 27番 | 波田野 | 裕男 |
| 28番 | 北川 | 和宏 |
- 4 欠席委員 2人
- | | | |
|-----|----|----|
| 16番 | 細田 | 範良 |
| 25番 | 中島 | 孝子 |
- 5 部会長挨拶 田中農業振興部会長
- 6 会議の成立 農業委員会等に関する法律第21条3により成立
- 7 議長就任 松本市農業委員会部会規則第3条により田中農業振興部会長が議長に就任

8 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 28番 北川 和宏 委員
2番 萩原 良治 委員
〔書記〕 青柳主事

9 議案

議案第94号 平成29年度第2回青年等就農計画の承認について

10 協議事項

(1) 農用地利用集積計画の事前内容審査について

11 その他

10月以降の農業振興部会について

12 出席職員	農業委員会事務局	局長補佐	板花 賢治
	〃	主 事	青柳 和幸
	農 政 課	主 査	松村 豪治
	〃	主 事	岩垂 宏直
	〃	主 事	古田 和之
	西部農林課	主 査	上條 裕之

13 会議の概要

議 長 それでは、議事に入ります。
初めに、議案第94号、平成29年度第2回青年等就農計画の承認について、農政課から説明をお願いします。
岩垂主事。

岩垂（農政課） 農政課担い手担当、岩垂と申します。よろしくお願ひいたします。
それでは、着座にて失礼いたします。
平成29年度第2回青年等就農計画の承認につきまして、審議をお願いするものです。
認定基準につきましては、記載のとおりとなっております。
それでは、2ページ目をご覧ください。
平成29年度第2回青年等就農計画推薦者の計画概要になります。なお、目標年間所得及び労働時間は、全ての方が満たしております。
それでは、説明いたします。
整理番号1番、梓川梓の〇〇〇〇さん、新規就農になります。目標とする営農類型は露地野菜です。加工トマト、じゃがいも、にんじん、長ねぎを中心に栽培し、年間所得260万円以上を目指す計画です。
続いて、整理番号2番、梓川倭の〇〇〇〇さん、新規就農です。目標とする営農類型は施設花きと果樹になります。消費者のニーズにあった農産物

の生産販売をし、年間所得280万円以上を目指す計画となっております。
議案については以上になります。

議長 ありがとうございます。
ただいまの説明について、地元の委員の方で補足説明があればよろしく
願います。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ほかの委員の方でご質問等ございましたら、よろしく
願います。

[質問、意見なし]

議長 それでは集約したいと思います。
議案第94号、平成29年度第2回青年等就農計画の承認について、原案
のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第94号は原案のとおり決定いたします。
続きまして、協議事項に入ります。
初めに、協議事項1、農用地利用集積計画の事前内容審査についてですが、
本件は総会において事前の内容審査を付託された議案第93号について事
前審査を行うものです。
初めに、利用集積計画に載っている新規就農者についての説明を事務局
からお願いし、その後、農政課から一括して説明をお願いします。
青柳主事。

青柳主事 それでは、新規就農者につきましては、農業委員会事務局、青柳から説明
させていただきます。

資料の一番後ろ、7ページをごらんください。

今回の利用集積計画に載っている新規就農者ですが、2名いらっしゃいま
すので、それぞれ説明させていただきます。

まず、整理番号1番、〇〇〇〇様になります。ご住所、島内、ご年齢が6
7歳で、今回、梓川梓の水田1筆を借りる形で利用権を結ぶご予定となっ
ております。栽培品目につきましては水稻をご予定で、経営規模は11ア
ール、農業従事者予定人数1人、〇〇〇〇さんご本人が営農をする予定と
なっております。自家消費を中心とした農業ということで、出荷等は行わ
ず、自宅で食べるお米をつくるということでお話をちょうだいしておりま
す。こちらですけれども、居住地区の農業委員ということで、百瀬貞雄委

員、農地所在地区の農業委員ということで、三村和弘委員それぞれご署名等をいただいております。

議案におきましては、資料3ページ、利用権設定一般分の番号10番になりますので、ご確認をいただければと思います。

続きまして、整理番号2番、〇〇〇〇〇〇〇〇になります。こちらですが、塩尻市の会社になりますが、今回松本市に新規参入し、初めて市内の農地を借りるということで、新規就農届けを出していただいた経過となります。

取得農地につきましては、島内の農地を2筆借りる予定となっております。栽培予定品目ですが、シイタケとなっております。こちらは、農地にハウス等を建てまして、施設栽培をする予定となります。経営規模につきましては、2筆合わせて合計で約17アール、農業従事予定人数ですが、〇〇〇〇〇〇〇〇代表の〇〇さんと、従業員2名、合計3名ということでお話をちょうだいしております。また、就農の目的ですけれども、栽培したシイタケを直売所ないし市場へ出荷するというお話をお伺いしております。今後、経営等軌道に乗りましたら、規模拡大を目指すということで、細かい経営計画等もご提出をいただいておりますので、よろしくお願ひします。

農業経験につきましては、代表の〇〇さんは、もともと塩尻のキノコ工場で栽培業務を担当されていた方になりまして、今回独立するにあたって、松本の農地を借りる形になりますので、よろしくお願ひします。

販売量につきましては、年間で2万400キロ、あと販売見込み額が計画書では1,530万円を予定しております。

それから、施設栽培につきましては、ハウスを建てまして、その中に棚等をつくり、そこにシイタケの菌床を置いて育てるという手法とお伺いしております。

最後に、こちらの〇〇〇〇〇〇〇〇の調整につきまして、地元の委員であります河野代理と菅野委員にお骨折りいただいて調整していただきましたので、あわせてご報告させていただきます。

新規就農者の説明につきましては以上となります。

議 長

ご苦労さまでした。

続きまして、農政課から一括して説明をお願いいたします。

古田主事。

古田（農政課）

農政課担い手担当の古田です。

では、着座にて説明を進めたいと思います。

お手元の資料3ページをごらんください。

協議事項1、議案第93号、農用地利用集積計画の事前内容審査、農用地利用集積計画一般分からとなっております。

こちら、全て特記事項のみ読み上げたいと思います。

まず、3ページの10番になります。こちらは、借受人が〇〇さんで、先ほど岩垂主事から説明がありました、新規就農者となります。

で、3回意見聴取や書類提出をお願いして、営農方法等を確認しました。手法についてはハウスの中に発泡スチロールの板で囲いをつくって保温し、その中に棚を置いてシイタケの菌床を並べ、温度調節をして育成することです。珍しいケースの新規参入なものですから、確認のために時間をかけて調整をいたしました。

収支予定等にも不安に思う箇所があり、万が一、貸した農地を変な風に使われると困りますので、地主さんとも折衝をして、いろいろな事項を並べた覚書をつくりまして、地主さんと〇〇〇〇〇〇〇〇の双方で交わしたうえで、利用権設定の申請を上げたものになります。うまくいってければいいなというふうに考えております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

1番の〇〇さんについては、下限面積の条件緩和に該当だと思いますが、地元の委員の方で補足説明等あれば、よろしいですか。

では、百瀬さん。

百瀬（貞）委員

この方は、67歳で、会社に勤めていますが、今後は手があくということもありまして、親戚の方の土地を借りて、お米をつくるそうです。また、意欲的な営農に関する考え方を聞いたところ、しばらくこの規模で様子を見てみるということですので、よろしくをお願いします。

議 長

ありがとうございました。

ほかの委員の方でこの内容についてご質問、ご意見等ありますか。

[質問、意見なし]

議 長

それでは、集約したいと思います。

議案第93号について、原案どおり決定すべきものとして農地部会に報告することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、議案第93号はただいまのとおり農業振興部会終了後、農地部会にて報告することといたします。

以上で議事を終了いたします。

その他ですが、10月以降の農業振興部会の内容について、事務局から説明をお願いいたします。

青柳主事。

青柳主事

その他ということで、来月以降の農業振興部会の内容についてご相談した

いと思ひまして、今回の場を設けました。

これまで、4月から意見書作成にご協力をいただきまして、10月4日の提出をもって集大成となります。このため、それ以降の農業振興部会につきましても、議案と協議事項を主としていくこととなります。ただ、双方の説明等が以前と比べてかなり短縮されたこともありまして、部会がかなり早く閉会になることが予想されます。月に1回、皆さんがこうやって集まる機会ですので、そうした場を何か活かさないか、というのが趣旨になります。

それで、10月以降の内容としまして、事務局案としてですけれども、10月が提出後最初の定例会及び部会になりますので、意見書の反省会を農振部会で行いたいと考えております。また、11月以降ですが、意見書の反省会でここをもっと深めたい、こういうことをもっと知りたい、何かこんなことを勉強してみたい、といったことがありましたら、毎月1回テーマを設けて、担当の職員にも出席いただき、意見交換をするということができないか、と考えております。今後の意見書の材料になるのはもちろんですけれども、制度等を改めて理解をしていただく機会にもすることを検討しているところです。

ただ、これまで11月以降に行事等を行ってきましたので、この方向性でいいのか、もしくは何かやりたいことがございましたら、ご意見をちょうだいしたいと思います。よろしく申し上げます。

議 長

ご苦労さまでした。

我々も来年の8月でこの席を退くわけですが、いい機会でありますので、今、事務局からお話もありましたとおり、10月は意見書に対する反省やその内容について検討して、その後は、その内容の深掘りをそれぞれ定例会のときにしていくという案が出されました。

また、その内容は、事務局を通して議事録に残し、次年度以降につなげていくという段取りになると思いますけれども、その方向でいいのか。ほかに皆さんから意見を賜ればと感じておりますので、皆さんから何かありましたら、お出しいただきたいと思います。

はい、北川さん。

北川委員

ここから見える松の木も、松くい虫で赤くなっているという状況ですが、今、防除もなかなかできない状況ですよね。それで、農業に関してもそうなんです、空中防除をやると言っていたのにやめたり、野ねずみ駆除も、ペットが薬剤を食べて死んでしまうといけないという理由でなかなかできなくなっているのが現状だと思います。

今、農業をやる場合は認定農薬を使っていますけれども、農薬を全く使わないわけにはいかないです。こういう現状の中で、消費者や地域の人にどうやってそういうものを理解してもらおうかということも、何かの機会に検討したらどうかと考えています。私の地区には団地がありまして、その周りの農地で農薬を使うときには非常に気を遣っていますので、そういうこ

との理解を深めるとか、何か農業委員会としてもできたら、という気がしています。ちょうど、提案をいただきましたので、そういうことを話し合う機会を設けてもらえばと思いましたが、発言をさせてもらいました。

議長

ありがとうございました。

農業しづらくなった、防除しづらくなったという近隣との関係について、皆さんから異議がなければ、内容はまた詰めさせてもらって、その機会を設けていきたいと思います。

よろしいですかね。とらえどころが難しいわけですがけれども、また事務局と一緒に詰めて、何らかの方法を考えていきたいと思います。

ほかに何かありますか。

では、小林委員。

小林委員

空き家を取得して、農業に参入してもらおうということの中ですが、私の地区もそうですが、市街化調整区域におきましては、住宅建築などには強いブレーキをかけています。農政課でもいろいろ計画をし、予算もついているけれども、都市計画や建築基準法などでブレーキをかけているので、住宅がなく、農業人口も増えない。法律のことなので緩和しないということですが、農政の職員や都市計画、建築基準の業務を行っているに由来してもらって、どこまでは許されるのか、どういうことならいいのか、という話を聞きたいと思います。3月までにそんな調整もしてもらいたいと思いますが、その辺も確認していただければと思います。

議長

そういった基準のこと、どうするといいのかを知りたい。

法的の問題はどうしようもないが、運用問題というか、現場で動かすことができるような内容を習っていくということで、板花補佐、そういう部署の方に来てもらうことは可能ですか。

板花局長補佐

法的なところは固まっていて、緩みはないわけですが、運用上、どの程度まで認められるかということに関係課に聞いて、そういう機会を得られるのかどうか確認してみます。相手があつてのことですから、調整はしてみますが、今ここでお約束することは難しいです。

議長

いずれにしろ、農家分家も農家住宅も悩ましいところですがけれども。

はい、波田野さん。

波田野委員

梓川地区と波田地区は保育園が足りないの、梓川でつくりたいと考えていて、そのためにどこかいい土地がないか、ずっと探しています。先日、条件がよさそうな土地を見つけて、そこに建てるのはどうか検討をしたのですが、道の幅が50センチ足りないの、だめと言われたり、県道からつながらないとだめだと指摘されて、建てられなかった。人口増加の一番の基になる子育て支援の足を引っ張っているんですよ。特養なんかは、特

例で道が狭くても建てられますけれども、保育園は一般企業と同じ6メートルの道路を確保しないといけない。例えば、白地のところの入り口に家があって道路幅が少し狭くなっていたとしても、そこが狭いから家主にどいてくれと言えば、反対されてしまう。環境のいいところがあっても、50センチ道路幅が足りないために建たないとか、そういうことありますので、そういうところがちぐはぐしていると感じます。

議 長

公的なこういうところでそういう話をできるものかどうかというのも、疑わしいところがありますけれども、そこをやるかどうかも含めて調整させてもらって、預からせていただきたいと思います。

ほかに。

はい、上内委員。

上内委員

すみません、質問ですが、市街化区域にブドウ園がありまして、主が3年前に亡くなりました。息子は中国に住んでいて、おふくろさんが一人で管理をしています。去年も近隣住民から苦情が出まして、何とかしてくれと。草は生い茂るし、病害虫も家に来るから、いろいろなことで住民が困っているんですよ。

ことしもまた電話がありまして、そうしたら、いよいよ今度はブドウの木を切ってくれと、地区の周りの住民から要望が出てきました。ただ、そこに入って行く道路が4メートルもないので、宅地にもできない。農地として利用する人もいない。僕が今考えているのは、地主から許可を得ることができれば、ブドウの木を切って、棚を壊して、市民農園と駐車場をつくるということですが、そういうことは可能でしょうか。

周りの住民が困っていて、苦情が出始めて3年経つので。何とかしてやりたいんです。

議 長

たしかそういうところは多くの地区であるし、原状に戻せとか、畑に戻せと話はできるけれども、それができないからどうするのか、という話ですよ。そういうジレンマは、具体的に今の事例について、青柳さんか板花補佐から相談して、市民農園が可能かどうか調べてください。

そういう事例もあるようですので、それも選択肢の中に入れて、やるかどうか検討させてください。

ほかに。

[質問、意見なし]

議 長

よろしいですかね。

では、今までのご意見を伺った中で、当面は意見書の内容について精査をする。ご意見をいただいた内容についても意見書の中に書いてあるものもありますので、その辺の対応を含めた中で引き続き検討して、また順次、意見交換や勉強をできるものはやっていくということをお願いしていき

いと思います。

それでは、本日の議題は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

14 議長退任

15 閉 会 河野部会長代理

農業振興部会長

農業振興部会長

議事録署名人 28番

議事録署名人 2番
